



八坂小学校いじめ防止基本方針

いじめは
しない・させない・許さない

山口市立八坂小学校

目 次

I	いじめの防止等のための基本的な考え方	1
1	いじめとは	1
2	いじめの把握及び対応	2
3	いじめの認知について	2
4	「いじめ対策委員会」の設置	4
5	人権が尊重された学校づくり	5
6	心の教育の充実といじめの正しい理解	5
	(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成	
	(2) 児童生徒の主体的な活動の推進	
	(3) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発	
II	いじめ防止等のための具体的な取組	6
1	未然防止（いじめの予防）	6
	(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化	
	(2) 学校の教育活動を通じた取組	
	(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善	
	(4) 家庭・地域との連携	
	(5) 自殺予防教育の導入	
2	いじめの早期発見	10
	(1) 校内指導体制の確立	
	(2) 具体的な取組	
	(3) 家庭・地域との連携	
3	いじめへの早期対応	14
	(1) 学校の体制づくり	
	(2) 対応する上での留意点	
	(3) 教育相談の在り方	
	(4) インターネット上のいじめへの対応	
4	いじめの防止等に向けた家庭（保護者）・地域との連携	18
	(1) 家庭（保護者）との連携	
	(2) 地域・関係機関との連携	
5	いじめの解消について	21
6	重大事態への対応	22
	(1) 重大事態の判断	
	(2) 重大事態への対応	
	(3) 学校による調査	
	(4) 調査に当たっての留意事項	
7	参考資料	24

I いじめの防止等のための基本的な考え方

本基本方針は、子どもの尊厳を保持するために、学校・家庭・地域・市教委その他関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）」第13条の規定に基づき、学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについて基本的な方針や取組の内容等を定めるものである。

【いじめ防止対策推進法第13条】（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめとは

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
- ・ 「いじめ防止対策推進法」の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行う。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにする。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることから、必要に応じ家庭と連携し、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ 「一定の人的関係のある他の児童」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものではないが心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ 外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ 金品をたかられる。
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

いじめは、「**どの子どもにも、どの学校にも起こりうる**」という認識をもつ。

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる子どもがいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている子どもが孤立していることが多く見受けられる。いじめを受けている子どもから見れば、周りではやしたてる者（観衆）も見て見ぬふりをする者（傍観者）も「いじている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止めたり、仲裁したりするなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、子どもたち全員がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにすることが大切である。

いじめられている者（被害者）	
いじている者（加害者）	
周りではやしたてる者（観衆）	
見て見ぬふりをする者（傍観者）	

2 いじめの把握及び対応

学校は、「背景にいじめがあるのではないか。」との認識の下、全ての教職員による日頃からの児童のきめ細かな行動観察はもとより、短いスパンでの生活アンケートや、生活ノート等の定期的に学校と家庭で交わされる連絡帳、個別の教育相談等により実体把握に努めるとともに、アンケートや面談等で、児童や保護者から、いじめを受けた旨の申し出は重く受け止める。

好意からおこなった行為が意図せず相手を傷つけた場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能。ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会への情報共有は行うこと。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童から相談を受けた場合、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第 23 条の「通報その他の適切な措置を取るものとする」という規定に違反し得る。

学校は組織として、いじめか否かを迷うようないじめの初期段階、或いは、いじめにつながるような前段階の児童間トラブルも含め、把握したすべての情報を「学校いじめ対策委員会」に集約し、定義に照らして、適切ないじめ認知に努める。

また、認知したいじめについては、教育委員会に適切に報告するとともに、家庭や、必要に応じて専門家・関係機関等と連携し、速やかな対応・解決を図る。

3 いじめの認知について

いじめ認知件数は、学校が真摯にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告であるという認識が重要である。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解決したいじめ事案（「一過性だから。」「すぐ収まったから。」などといって、いじめが発生しなかったことにはならない）についても漏れなく認知件数に計上する。

トラブルであってもいじめであっても、「学校が組織として、児童生徒の実態をしっかり把握し、真摯に対応すること」が重要である。

いじめ認知に関する考え方

- ① いじめは、社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。したがって、どの学校においても、いじめは認知されることが自然である。
- ② いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握（認知）し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。
- ③ いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、「いじめ認知力の低下があるのではないか。」などの課題意識をもちながら、減少の理由を十分考察する必要がある。
- ④ いじめの認知件数が零または僅少である学校については、真にいじめを根絶できている場合もあると考えられるが、解決に向けた対策がとられることなく放置されたいじめが潜在する場合があることも懸念される。
- ⑤ 発生しているいじめを漏れなく認知した上で、いじめに向き合い、その解決に取り組むことが極めて重要であることから、認知件数が多い学校については、「いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知し、その解決に向けた取組のスタートラインに立っている。」と認識することが必要である。
- ⑥ 各学校は、年度末や年度当初等の適切な時期に、いじめ認知件数等の自校の状況について、児童や保護者向けに公表し検証を仰ぐことにより、いじめ対策の工夫改善に努める。

4 「いじめ対策委員会」の設置

【いじめ防止対策推進法第22条】

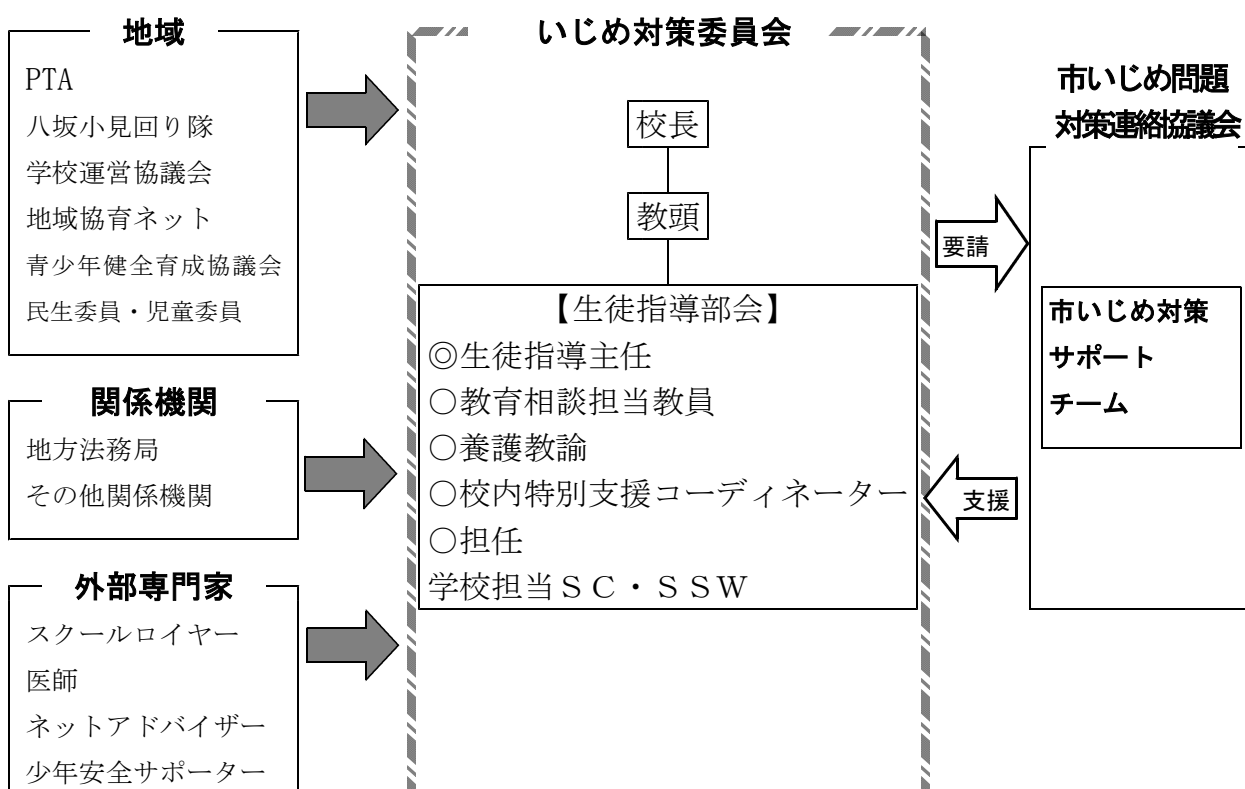
学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校においては、国の基本方針が定めるいじめ対策組織として、いじめ対策委員会を置くこととし、管理職、担任、養護教諭、学校運営協議会委員、SCやSSW、地域や学校等の関係者により構成する。

当該委員会は、本校の組織的ないじめ対策の中核として、学校基本方針に基づくいじめの防止等に係る未然防止、早期発見、早期対応の各取組をより実効的に行うとともに、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証を行い、恒常的に改善を図ることを目的に設置する。

具体的な役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善の中核としての役割
- ◇ いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ 対応を組織的に実施する役割



5 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為であり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、学校全体で組織的・計画的に人権教育に取り組む。

6 心の教育の充実といじめへの正しい理解

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じて道徳教育等の推進を徹底する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにし、児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れることをめざす。そして、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動や、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動等を積極的に推進する。

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒の主体的な活動を推進する。

(3) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

国や県、市の基本方針及びいじめの問題に関係する通知等を周知徹底するため、あらゆる機会を使って啓発活動等を行う。また、保護者や地域の方々に広くいじめの問題やいじめ問題への取組についての理解を深めるためには、各学校においてコミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組におけるPTAや地域の関係団体等と連携を図り、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を行っていく。

Ⅱ いじめの防止等のための具体的な取組

本校では、いじめ防止等の取組をどのようにして行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、学校基本方針として定め、「いじめ対策委員会」を設置し、地域や関係機関等の関係者と連携しながら、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組を実効的に推進していく。

1 未然防止（いじめの予防）

(1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめの問題を根本的に解決するためには、児童が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには、児童の状況等について日頃から教職員間で、共通理解を図るとともに、生徒指導における校内体制を整備し、併せて、生徒指導、教育相談、授業研究、事例研究等、年に複数回、積極的にいじめ問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する必要がある。また、体罰や言葉による暴力を絶対に行わないこと等、人権意識を高めることも、とても大切である。

① 教職員の資質能力の向上

- ・ 校内研修会（事例研究・教育相談・綱紀保持等）を実施する。
- ・ 教職員自身の人権意識を高める。

② 生徒指導委員会の開催

- ・ 全教職員が参加し、問題行動の報告・対応、いじめ問題等に対する取組の評価
- ・ 検証・改善を図る。

③ 教育相談の充実

ア 児童の希望による相談

- ・ 相談ボックスを設置し、児童が口頭では伝えづらい内容を教職員へ届けられることができるようにする。（担任以外の教職員への相談可能）

イ 定期相談（学期に1回実施）

- ・ アンケートを実施し、相談・いじめ等の有無にかかわらず、担任が日頃の様子や友だち関係、悩み事を聞く機会とする。

ウ 定期相談（毎週水曜日実施）

- ・ 朝の会等で生活アンケートとして、悩みやいじめ問題に関する内容について実施する。アンケート結果を受けて、教育相談を実施する。児童への対応や指導の結果は、毎週、職員連絡会や児童に関する情報交換会で共通理解する。

④ 児童の行動観察

- ・ 全教職員が、休憩時間、フレンド班（縦割り班）活動等の時間に、できるだけ児童とのふれあいの機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。また、行事や合同授業、専科の授業においては、担任以外の目で児童の状況や行動を観察する。

⑤ 児童理解

- ・ 日記、生活アンケート（週1）、心の健康観察（毎日）、相談ボックスなどを通して児童理解に努める。また、必要に応じて「Fit」などを活用する。

⑥ 家庭・地域との連携

- ・ PTAやコミュニティスクール（学校運営協議会）、八坂地域協育ネット、老人会、見回り隊等、家庭・地域と連携し、学校行事の公開やふれ合い行事等をより充実させ、開かれた学校づくりを推進する。

⑦ 校種間連携の一層の促進

- ・ 異校種間の情報共有や児童生徒への切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、小中及び幼保小連携の一層の促進に努める。

⑧ 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備

- ・ 学校の業務改善を促進し、教職員が児童と向き合う時間の確保に努める。

⑨ 指導上の配慮が必要な児童への対応

ア 発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについては教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意しそれらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応について周知する。

エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 学校の教育活動を通じた取組

いじめを防止するために、様々な教育活動を通して、児童が互いの人権の大切さに気付く豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重する中で、児童一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりを進める。

① 各教科・総合的な学習の時間における教師の構え

- ・ 「主体的・対話的で深い学びの授業＝わかる授業」を進め、児童に学ぶ喜びや楽しさを実感させ、学習意欲を引き出すことで、学力を高める。学力が高ま

ることで、児童の自己肯定感を高め、生き生きと学校生活を送ることができるようにし、いじめ問題の未然防止につなげる。

また、教師自らが人権感覚を常に高め、人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、他者の考えや意見を大切にす

- ・ A F P Yによる授業改善を推進する。「安心・安全」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」の5つの視点からの授業改善に取り組む。

② 道徳教育、人権教育

- ・ 道徳の授業では、資料の中にとどまることなく、児童が自分自身の実生活や体験に目を向け、心を揺さぶる授業展開を図ることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度を育成する。
- ・ 本校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育担当教員を中心に組織的な取組を推進し、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促す。
- ・ インターネット上のいじめは、「外部から見えにくい」「匿名性が高い」などの性質を有するため児童が行動に移しやすい。一方で、一度インターネット上で拡散してしまった情報を消去することは極めて困難である。情報モラル教育の充実を図り、一つの行為が将来にわたって深刻な影響を及ぼす可能性があることを、児童が正しく理解できるようにする。

③ 特別活動等（児童間の人間関係づくり）

- ・ 児童が他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験し、他者の価値を認める集団の規範を育てるために、学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動、クラブ活動において、児童が主体的に取り組めるよう、内容・方法等を工夫改善する。
- ・ 他者の思いを大切にするなどの思いやりの心を醸成するためには、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を、地域との関わりの中で効果的・計画的に実施する。
- ・ 児童会による主体的活動の充実を図り、A F P Y等の体験的な活動を積極的に取り入れるようにする。また、ソーシャルスキルトレーニングやアンガーマネジメントを実施する。

④ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

- ・ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、外国語活動、休憩時間、給食、清掃等、すべての教育活動で、認め合い、支え合い、学び合う取組を実施する。

(3) 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善

本委員会では、いじめの防止等の取組について、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画どおり進んでいるかどうかの確認など、日常的に評価・検証・改善を行う。このため、当該委員会に児童の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、速やかにすべての教職員へ情報共有が図られる体制づくりを行う。学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点からとらえ直し、主体的かつ機動的な組織として位置付ける。

(4) 家庭・地域との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとするせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA総会・全委員会や学校運営協議会等の場で協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。

また、家庭・地域に対して、学校の相談窓口を周知するとともに、寄せられるいじめや、これに関連すると思われる情報に対し、迅速に誠意ある対応を行っていく。

① 家庭との連携

- ・ 学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組及び「大人自らが『いじめは許さない』という姿勢を示し、真剣に取り組むこと」の重要性を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求めていく。
- ・ 保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていく。また、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

② 地域との連携

- ・ 児童の実態等を地域にも知らせ、いじめの問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む。
- ・ PTAをはじめ、学校運営協議会、八坂地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体、見守り隊関係者や所轄警察署等と、いじめについて協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみでの取組を進める。
- ・ 登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。
- ・ 開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況等を学校だより及び学級通信、ホームページ等を通じて家庭・地域に積極的に提供する。

(5) 自殺予防教育の導入

- ・ 近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、児童が自ら命の危機を乗り越える力や、児童同士が相互に危機を察知し適切に対応する力等を身に付けるための「自殺予防教育」について、その必要性が高まっている。
- ・ 自殺予防教育を実施するためには、予想外の危険な事態がおきないようにする十分な準備が必要であり、価値観を一方向的に押しつけるような教育ではなく、危機に陥った児童が適切な助けを得られるような配慮をしてこそ、有効な自殺予防教育となる。
- ・ 自殺予防教育実施するに当たっては、次の3つの前提条件について、十分に検討しておく必要があるとされている。
 - ア 関係者間の合意形成
 - イ 適切な教育内容
 - ウ ハイリスクの児童生徒のフォローアップ

2 いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを全ての教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持つことが大切である。そして、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、速やかに情報共有をすることが必要である。

このため 児童に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。学校は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう細心の注意を払うとともに、週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、積極的にいじめの実態把握に取り組むことが大切である。

また、いじりと言われる行為について、いじりといじめの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。いじりを受けた児童が嫌な思いをしたり苦痛を感じていけばいじめであり、いきすぎたいじりに対しては、適切な指導が行われなければならない。そのため、いじりの背景にある事情等の調査を行い、児童の感じる被害性に着目した対応が必要である。

いじめの認知力を向上させ、早期発見に繋げるためのいじめの分類として、次のような3つのレベルが示されている。認知されたいじめがどのレベルであるかの認識にズレのない教師集団でなければならない。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

(1) 校内指導体制の確立

① 複数の教職員による指導体制づくり

- ・ 担任だけでなく、校長、教頭、教科担当教員、養護教諭、学校事務職員等との連携を密にし、SCを含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、いじめの早期発見のための留意点を踏まえ、児童の状況をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 学校評価における児童生徒・保護者アンケート、定期的実施する生活アンケート等（学期1回・週1回）により、児童・保護者等の実情をできるだけ正確に

把握する。

- ・ 全校体制で、児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、個人カルテにまとめるとともに、すべての教職員で共有を図る。

② 情報共有の徹底

- ・ 全校体制で児童の情報収集、実態把握、情報の共有化
- ・ 日記、教育相談『Q-U』『Fit』等の実施
- ・ 「いじめは外からは見えにくい」ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるような体制づくり
- ・ 全校体制で児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、全ての教職員での共有の徹底

③ 教育相談担当教員・養護教諭の役割の明確化

- ・ 教育相談担当教員、養護教諭を「いじめ対策委員会」に加え、校務分掌上に位置付け、SC等、専門家と緊密な連携を図る。

(2) 具体的な取組

生活アンケート、児童の日記記録やノート記述、教職員集団の観察等による「実態把握」が大切である。一般的に「アンケート調査」は、情報収集、実態把握の目的を果たすとともに、実施者に対する教育・啓発機能をもつため、その趣旨（ねらい）の明確化、アンケートの（事後）活用の宣言、記入方法の工夫、記入時間の確保、事実記入を支える児童と教職員との信頼関係と場の確保が必要である。

① いじめられている児童生徒のサインを見逃さないための取組

- ・ 「誰にも相談できない児童生徒がいるのではないか」との認識の下、日常の観察、毎日の心の健康観察、週1回の生活アンケートの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめが顕在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、児童が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

② 教育相談の充実

- ・ 定期・臨時教育相談、学級担任以外の教職員を活用した選択相談、教職員による観察や情報共有による「早期発見と個別対応」が大切である。
- ・ 教育相談担当教員、養護教諭等を中心として、SCやSSW等の外部人材等も活用して校内の教育相談体制を充実させる。SCやSSWの有効な活用のためには児童の保護者に校内の相談窓口について周知し、不安や悩みを受け止める体制

(相談体制)が整っていることを知らせる必要がある。

- ・ 児童の希望による相談を実施できる体制づくりを行い、定期相談(学期1回・週1回)を活用して、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。
- ・ 必要に応じて、悩みの解消の方法等について、SCの指導助言を受けるなど、児童の状況に応じた支援を行う。
- ・ 教育相談の実施にあたり、法務局の「子どもの人権110番」、やまぐち総合教育支援センターの「いじめ110番」などの学校以外の相談窓口を、子ども・保護者へ適切に周知する。

③ 病気以外の理由で欠席の続く児童への対応

- ・ 欠席1日目は、家庭連絡、状況によっては受診を勧めることも必要。
- ・ 欠席2日目は、家庭訪問、様子を聞き、心配している気持ちを伝える。
- ・ 欠席3日目(断続欠席5日目)は、担任が家庭訪問、本人の安否を確認するとともに、保護者とも最近の様子について話をする。
- ・ 欠席が3日以上続いた場合は、担任一人だけで対応するのではなく、管理職や教育相談担当、SC等で役割分担を決め、連携して対応する。
- ・ 『不登校早期対応カード』を利用し、いじめの有無に関わらず、病気以外の理由で連続3日または、1か月で断続5日の欠席があった児童の実態把握と報告による情報の共有化

④ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ 休み時間等の見守りや全校給食の指導、下校指導等において、担任以外の教職員も連携して行う。

⑤ 研修の充実

- ・ SCやSSW、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめの問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を構築し、組織的・計画的な研修を行う。

⑥ 相談窓口の周知

- ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こる可能性があることから、学校運営協議会を活用し、地域に広く相談機関を周知する。

(3) 家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等の積極的な情報発信、学校運営協議会や八坂地域協育ネット等の取組の中で、開かれた学校づくりを推進する。参観日や学校行事等を数多く地域に公開し、地域と連携・協力しながら児童を共に育てるという意識を広める。

① 家庭との連携

- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の

活性化を図る。

- ・ 連絡帳等による日常的な連絡や懇談会等を活用して、保護者の見た家庭での子どもの様子等の情報把握に努める。
- ・ 定期的な学校だより・学級通信の発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新等、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

② 地域との連携

- ・ 学校だよりや各種案内等を直接持参することで、情報の受発信に努める。
- ・ 様々な地域活動においていじめの問題に関わる広報・啓発活動を行う。
- ・ 地域行事や各種の催事等に、児童の積極的な参加を促す。

3 いじめへの早期対応

(1) 学校の体制づくり

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで抱え込まず、校長のリーダーシップの下「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制で速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが大切である。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校のいじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

各学校は、学校のいじめ対策組織においていじめの情報共有の手順や共有すべき情報を明確に定めておき、情報共有を行った後は事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが大切である。

① いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

担任や担当教職員が一人で事実を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制でいじめの解決に向けた取組を行う。

ア 事実関係の確認

- いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取りなどにより、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した児童などについて明確にし、5W1Hに留意して、記録する。

※5W1H…when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように

イ 「いじめ対策委員会」の開催

- 把握した事実を基に、今後の対応等について、「いじめ対策委員会」を開催し、協議する。

ウ いじめられている児童への対応

- いじめられている児童が相談しやすい教職員が担当する。

エ いじめている児童への対応

- 複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。

オ 周りの児童（観衆・傍観者）への対応

- 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。

カ いじめられている児童の保護者への対応

- 担任が主に担当するが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が誠意をもって対応する。

キ いじめている児童の保護者への対応

- 面談の目的・役割・分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等の複数の教職員が対応する。

ク PTA等への働きかけ

- 管理職が担当する。

ケ 教育委員会、関係諸機関との連携

- 管理職、生徒指導主任等が担当する。

コ 学校長は、いじめについて認知した内容を市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 対応する上での留意点

① いじめられている児童・保護者への対応

- ・ いじめられている児童のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示す。
- ・ いじめられている児童に対して事実確認を行う際には、その出来事を思い出すこと自体が精神的負担をかけることに十分配慮する。
- ・ 本人の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励まし、本人のよさを認めることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人の自信を失わせる可能性があるため、避けるようにする。
- ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えるようにする。また、家庭訪問の了解を取った上で、担任と管理職等複数の教職員で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況や今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

② いじめている児童・保護者への対応

- ・ いじめの解決に当たっては、当事者だけでなく、周りの児童（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き取り、事実関係を正確に把握する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取る。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」を心掛ける。
- ・ 相手の気持ちを理解することにより、再びいじめを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該児童への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

③ 周りの児童生徒（観衆・傍観者）・保護者への対応

- ・ 「周りではやしたてる」「見て見ぬふりをする」ことは、「いじめをすることと同じである」として、教職員が毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努める。
- ・ 周りではやしたてる児童（観衆）や見て見ぬふりをする児童（傍観者）に対しては、いじめられている児童が、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるよう指導する。
- ・ いじめを見た場合には、制止するか、それができなくても教職員に相談するように指導する。いじめを報告してきた児童に対しては、その勇気と態度を称賛し、当該児童を守るために、秘密を厳守し、特定されないよう配慮する。

④ 臨時保護者会の開催

- ・ 必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方針等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

⑤ いじめのアフターケア

- ・ 「いじめがないように注意した」「お互いを仲直りさせた」「保護者に来校を

求めて指導した」などの指導等により、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、更に偽装化、陰湿化され、いじめが継続している場合もあるため、「いじめをやめること」と「いじめがなくなること」は違うとの認識が重要であり、関係した児童の事後の様子を継続的に注視し、寄り添った対応を行う。

(3) 教育相談の在り方

いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等については、教職員による児童生徒の心情に寄り添った教育相談を行うことはもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するＳＣと連携し、個別支援を行う。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、児童がいじめ行為に至ることもあるため、福祉の専門家であるＳＳＷによる家庭支援を積極的に進める。

① いじめられている児童に対する教育相談

- ・ いじめられている児童に対しては、精神的に安定し自信をもつことができるよう、児童の抱える辛さや苦しさに全面的に共感し、寄り添う。より高い専門性が必要な場合は、積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。

② いじめている児童に対する教育相談

- ・ いじめている児童に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが必要である。
- ・ いじめている児童の中には、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを他者に向けて「いじめ」という形で発散させていることもあるため、児童の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた個別支援を行う。より高い専門性が必要な場合は、ＳＣやＳＳＷ等と連携する。

(4) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは 発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）やコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要である。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた児童等に深刻な傷を与えかねない行為であることを情報モラル教室等を実施して理解させる。

① 初期対応

インターネット上の掲示板サイト、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のインターネット上のいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた児童からの申し出の内容を精査する過程で、実際に掲示板サイトやコミュニケーションアプリ上の書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておくことが必要である。

② 関係機関との連携

必要に応じて、地方法務局、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学

校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編制し、問題の早期解決に努める。

③ 被害拡大の防止

いじめを受けた児童・保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼、当該コミュニティサイトを利用している児童生徒への直接指導等、削除の徹底・確認等、具体的な対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

4 いじめの防止等に向けた家庭(保護者)・地域との連携

「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」を共通理解する。

いじめの問題は、学校だけで解決しようとするせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、日常の取組の情報発信(下記参照)を積極的に行うとともに、PTAや地域協育ネット、学校支援ボランティアなど、地域の関係団体等と共に協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。

学校だより、学年・学級通信、PTAだより、学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表、学級・学年懇談会、PTA総会における協議、学校支援ボランティア、民生委員・児童委員等との交流、人権参観日等

また、学校の相談窓口を家庭や地域に対して周知するとともに、寄せられるいじめや、これに関連すると思われる情報に対し、学校は迅速に、誠意ある対応を行う。

(1) 家庭(保護者)との連携

日頃から、学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や協働した取組への理解を求める。また、人権参観日等を通して、保護者の人権意識を高め、学校と家庭とが協力して児童一人一人の人権教育が行えるようにする。

いじめは、保護者の訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

さらに、学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。そして、定期的な学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善及び定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

実際にいじめが認知された場合は、いじめを受けている児童の保護者、いじめを行っている児童の保護者に対して、事実に基づいた誠実な対応を行う。

① いじめを受けている児童の保護者への対応

- ・ 積極的にSCやSSW等と連携する。
- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている児童の保護者の心情を共感的に理解した上で、対応する。
- ・ いじめの全容の解明に努め、時間はかかっても、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供する。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめを受けている児童の人権を護り、いじめを行っている児童に対して毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめの問題解決に対する学校の指導について信頼と協力を得る。
- ・ 個人情報漏れのないよう徹底した情報管理を行う。
- ・ いじめを受けている児童が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し、適切に対応する。

- ・ 保護者によっては、事態を軽視する場合や、かえってわが子を叱責する場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。
- ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター等の相談機関を紹介する。

② いじめを行っている児童の保護者への対応

- ・ 積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。特に、いじめを行っている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携する。
- ・ 正確な事実を確認し、臆測は避ける。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識の下、いじめられている児童の立場に立って真摯に取り組んでいることの理解を得る。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ いじめを受けている児童・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ いじめを行っている児童が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに「関わり方の違いに関係なく、いじめを行っている立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめを行ったのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・ 苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

③ 臨時保護者会を開催する場合の留意点

- ・ 誤った情報や不正確な臆測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催する。
- ・ 開催に当たっては、いじめられている児童・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ いじめを行っている児童・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。
- ・ 学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- ・ プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

(2) 地域・関係機関等との連携

児童の実態等を地域にも知らせ、いじめの問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組むことが大切である。そのためには、地域の環境づくりが必要であり、ＰＴＡはもとより、学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体、少年安全サポーターや所轄警察署等と、いじめについて協議する機会を設けるなど、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみでの取組が重要である。また、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの構築

も必要である。さらに、学校は、児童が子ども会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるよう、関係機関との連携を密にし、児童に対して十分な配慮を行う。

① 学校と地域との連携

- ・ P T Aや学校評議員等といじめの問題について協議する機会の設定、学校運営協議会や地域協育ネット等の取組の推進など、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては「いじめ対策委員会」に積極的な参画を得る。
- ・ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。
- ・ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。
- ・ 地域との連携に努めながらも、あくまでも学校としての主体性を保ちつつ、具体的にいじめへの対応を行う。

② 学校と関係機関との連携

- ・ いじめの早期解決のため、必要に応じて「いじめ対策委員会」に関係機関や、外部専門家等の積極的な参画を得る。

やまぐち総合教育支援センター、所轄警察署、児童相談所、地方法務局、医師、スクールロイヤー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター 等

- ・ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応することが必要である。明らかに犯罪行為である場合は「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

5 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消について、国や県の資料には以下のような記載がある。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① **いじめに係る行為が止んでいること**

止んでいる状態が、相当期間（3か月を目安）継続していること

② **被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**

被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること（面談等により確認する）

上記の二つの要件がともに満たされない場合は、解消とならない。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を維持するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、上記の二つの要件が満たされている場合であっても、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめの解消については、上記のことに加え、必要に応じ他の事情も勘案して判断する必要がある。

6 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
いじめ等への対応)

(1) 重大事態の判断

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事実の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。判断に当たっては、県教委から指導助言等を得る。

重大事態とは、以下の場合をいう。(法第28条より抜粋)

- ・ いじめにより当該学校に在籍する子ども等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する子ども等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合

- ◇ 子どもが自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な傷害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」場合

- ◇ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合も、市教委又は学校の判断で重大事態と認識する。

「その他」の場合

- ◇ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- ◎ 児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態への対応

重大事態への対応については、事実の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢で臨む。いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

また、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する。

① いじめられている児童生徒への対応

「いじめ対策委員会」が中核となり、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームや市いじめ問題対策スクールサポートチームと連携するなど、いじ

めの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめられている児童の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該児童をいじめから守り通す。具体的には、緊急避難としての欠席、学級替え等の対応が考えられる。

② いじめている児童への対応

いじめられている児童を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、個別指導等を毅然とした態度で行う。

(3) 学校による調査

当該重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「いじめ対策委員会」が中核となり、SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家とも連携しながら、関係児童生徒への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。

また、調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた児童・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。いじめを受けた児童・保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

(4) 調査に当たっての留意事項

これらの調査を行うに当たっては、県教委及び市教委から指導助言を得ながら、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームや市いじめ問題対策スクールサポートチーム等を活用したり、弁護士や人権擁護委員等の外部専門家と連携したり、市長部局の第三者組織を組織したりするなど、中立性や公平性を確保して対応する。

また、児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について、当該保護者と協議の上、調査に着手する。

7 参考資料

「いじめの防止等のための基本的な方針」
平成25年10月11日 文部科学大臣決定
(最終改定 平成29年3月14日)

山口県教育委員会作成資料

- ・「よりよい生徒指導に向けて」
- ・「山口県いじめ防止基本方針」
- ・「心の教育推進の手引き」
- ・「心の教育実践事例集」
- ・「子どもたちの規範意識を育むために」
- ・「インターネットKYT資料集」
- ・「STOP!! いじめ 今日からできる10のポイント」